

建設汚泥の再生利用について

建設汚泥の再資源化率は極めて低い水準にとどまっており、産業廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している中、建設汚泥の最終処分量をいかに削減するかは喫緊の課題となっている。また、建設汚泥を含む建設廃棄物の不法投棄問題は依然として全国各地で看過できない状況にある。

このような状況を踏まえ、平成 17 年 6 月に学識経験者、建設業界、産業廃棄物処理業界、地方自治体、環境省及び国土交通省等の関係者をメンバーとする「建設汚泥再生利用指針検討委員会」(委員長:嘉門雅史京都大学大学院教授)を発足し、建設汚泥の再生利用、適正処理を推進するための施策について幅広く検討を行ってきたところであり、この報告書が平成 18 年 3 月にまとめられた。

この報告書を踏まえ、国土交通省では平成 18 年 6 月に建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図る観点から、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」を策定した。

「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(抄)

4. 基本方針

建設汚泥が発生する建設工事については、循環型社会形成推進基本法の基本理念に則り、「発生抑制の徹底」、「再生利用の促進」、「適正処理の推進」に努めること。

また、建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、「建設汚泥再生品の積極的な利用」に努めること。

5. 具体的実施方針

(4) 建設汚泥再生品の利用促進

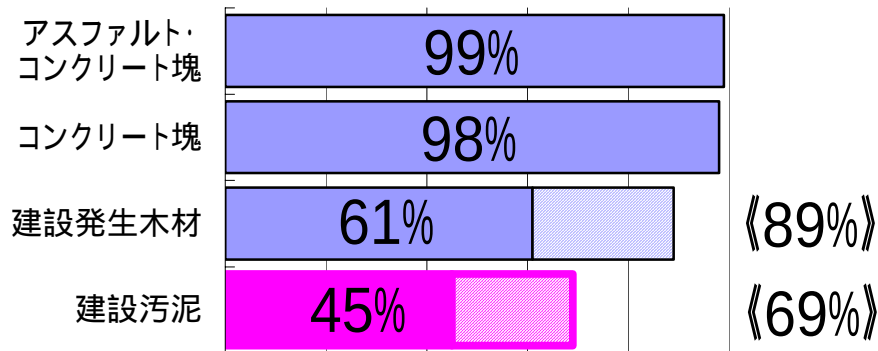
建設資材として建設汚泥再生品の利用が可能な建設工事については、その積極的な利用に努めること。特に、当該建設工事現場外から土砂の搬入を行う工事については、積極的に建設発生土もしくは建設汚泥処理土の利用を図ることとし、工事現場から一定距離範囲内に他の建設工事や再資源化施設が無い場合または品質上問題がある場合を除き、新材の利用は原則として行わないこと。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に位置付けられた建設汚泥再生品については、設計、施工等に当たって、とりわけその利用促進に努めること。

(以下略)

建設汚泥に関する現状の課題

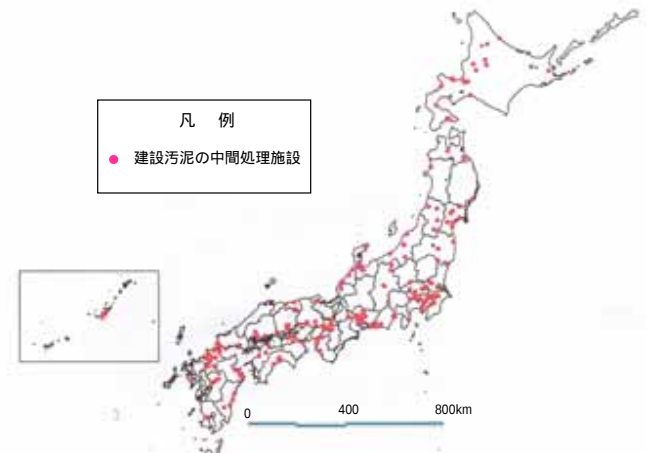
H18.6.12記者発表資料
参考資料より抜粋

建設廃棄物の再資源化率
[平成14年度 全国]

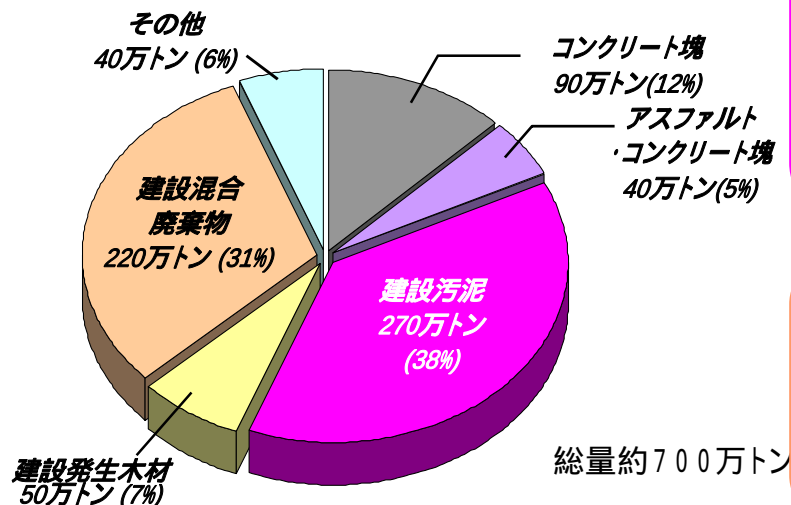


() は縮減分(斜線部)を含んだ場合の再資源化等率

建設汚泥の中間処理施設立地状況
[平成17年3月 全国]



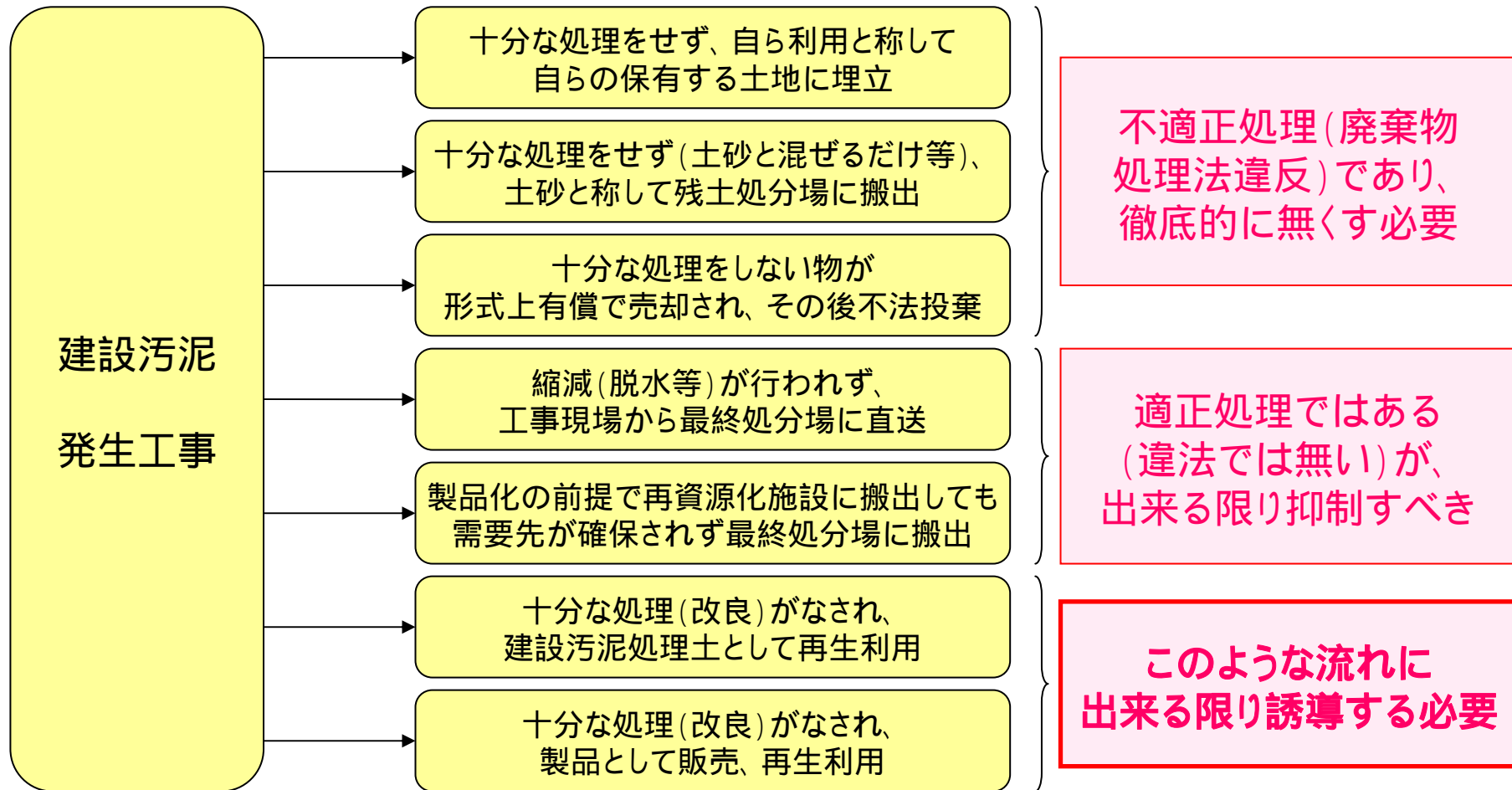
建設廃棄物の最終処分量
[平成14年度 全国]



- 建設汚泥の再資源化率は低い状況にある。
- 建設汚泥の最終処分量は建設廃棄物全体の約4割を占めている。
- 建設汚泥の中間処理施設が少なく、偏在している。
- 建設汚泥の不法投棄も看過できない状況にある。

- 「建設汚泥再生利用指針検討委員会」において、建設汚泥の再生利用、適正処理を推進するための幅広い施策について検討。本年3月に報告書を取りまとめ。

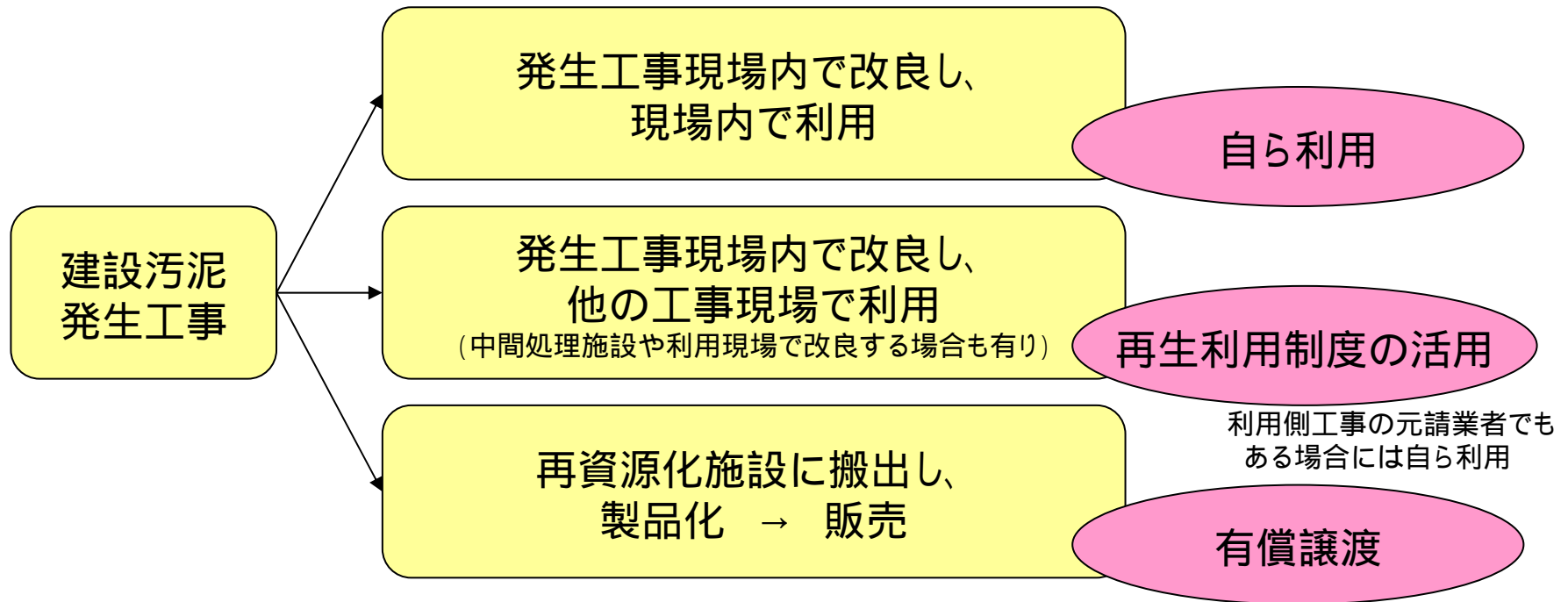
建設汚泥の処理の流れ



「建設汚泥処理土」とその他「製品」とに分けて再生利用促進策を検討
不適正な処理等については届出書類の強化等により抑制

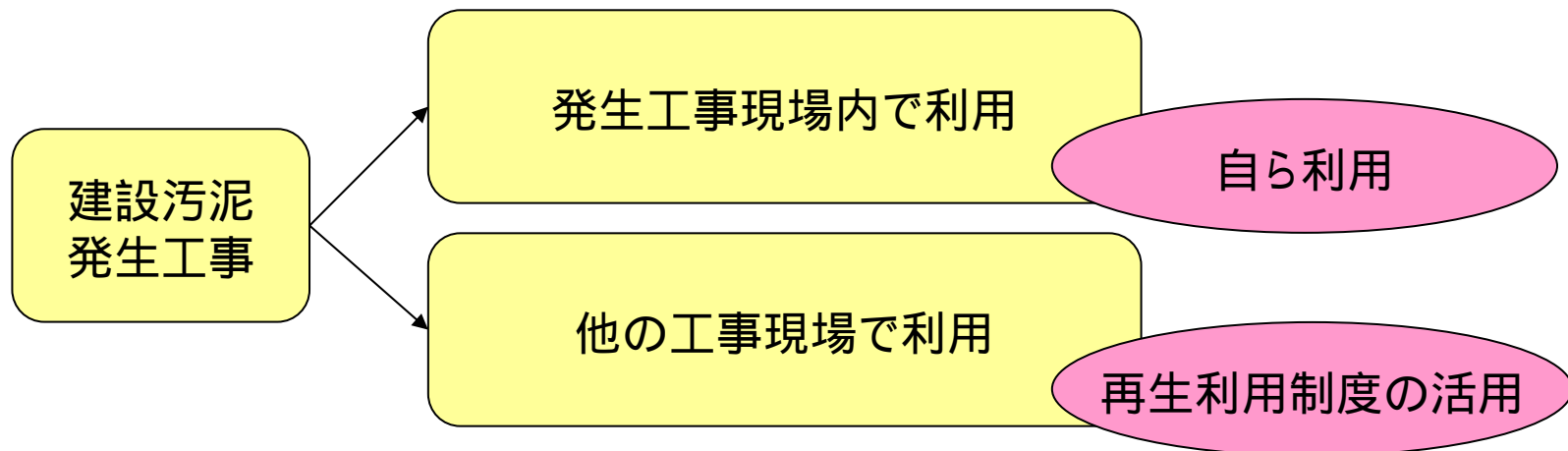
建設汚泥の再生利用の流れ

最終的な建設汚泥処理物が「産業廃棄物では無い」と判断されるためには、「自ら利用」「再生利用制度の活用」「有償譲渡」のいずれかの方策による必要



建設汚泥処理土については、競合相手である建設発生土が無償で取引されているのが通例なため、「自ら利用」「再生利用制度の活用」を基本とする

処理土としての再生利用促進に向けて

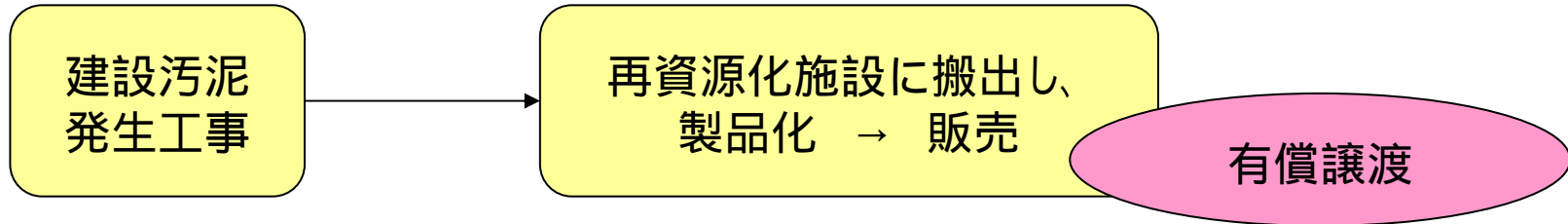


利用側工事の元請業者でもある場合には自ら利用

建設汚泥処理土としての再生利用を促進するためには、以下が課題

- ・利用先の確保
- ・廃棄物か否かについての環境部局の判断基準
- ・手続き面の改善
- ・現状に即した処理の流れ

製品としての再生利用促進に向けて



価格が高い等の理由から、製品の需要先が見つからない

建設汚泥を原材料として再生した製品について、グリーン購入法の枠組みの中で調達を推進

再資源化施設への搬出に当たっては、「确实かつ適正な製品化及び販売を行っている施設」への搬出に努める